

岐阜市福障号外
令和2年3月17日

指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者 様
指定障害者支援施設運営法人代表者 様
各指定障害児入所施設運営法人代表者 様

岐阜市障がい福祉課長

令和2年度福祉・介護職員処遇改善加算等に関する届出等について（通知）

平素より、本市の障がい福祉の向上にご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省の令和2年3月6日付け障障発 0306 第1号「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」により取り扱いますので、令和2年度に加算算定を予定する指定障害福祉サービス事業所等運営法人におかれましては、遅滞なく届け出ていただきますようお願いいたします。

また、令和元年度に加算を算定しており、令和2年度には、加算を算定しない法人についても手続きが必要となりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

記

I 令和2年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算に関する届出

1 対象

岐阜市長より指定を受けており、「福祉・介護職員処遇改善加算」、「福祉・介護職員処遇改善特別加算」及び「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」（以下「福祉・介護職員処遇改善加算等」という）を算定しようとする次の障害福祉サービス事業者等

- (1) 障害福祉サービス事業所
- (2) 障害者支援施設
- (3) 障害児通所支援事業所

※ 就労定着支援、自立生活援助、地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援は算定対象外です。

※ 当該加算は、年度毎に届出が必要となるため、令和元年度に加算を取得している事業所が引き続き令和2年度も加算を算定する場合においても、あらためて届出が必要です。

2 提出書類

別紙「令和2年度福祉・介護職員処遇改善加算等提出書類一覧表」をご確認ください。様式につきましては別添のとおりです。

トップ>障がい福祉>指定障害福祉サービス事業者等の指定申請等の手続きについて

<http://www.city.gifu.lg.jp/item/17898.htm>

トップ>障がい福祉>指定障害児通所支援事業者の指定申請等の手続きについて

<http://www.city.gifu.lg.jp/item/140740.htm>

○福祉・介護職員処遇改善加算等届出書についてからダウンロードしてください。

3 提出期限

令和2年4月15日(水)【必着】

※ 年度の途中で当該加算を算定する場合は、当該加算を算定する月の前々月の末日までに届け出る必要があります。

4 提出先

岐阜市障がい福祉課 指導係

※ 岐阜県より指定を受けている事業所については岐阜県障害福祉課へ届出を行ってください。また、複数の事業所について一括して届出を行う場合（法人単位で届出を行う場合）で、複数の指定権者から指定を受けている場合については、それぞれの指定権者に届出を行う必要があります。

例 岐阜市に所在する「放課後等デイサービス事業所」と各務原市に所在する「就労継続支援B型事業所」を運営している法人

放課後等デイサービス事業所 → 岐阜市指定

就労継続支援B型事業所 → 岐阜県指定

それぞれの指定権者ごとに提出する必要があるため、**岐阜市と岐阜県の両方**に計画書の届出を行う必要がある。

※ 提出期限、添付書類等、届出に係る取扱いについては、各指定権者により異なる場合がありますので、届出先の都道府県等にご確認ください。

5 その他留意事項

○ 加算対象となる職種、加算の見込額の計算方法等詳細については、令和2年3月6日付け障障発 0306 第1号「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照の上、届出を行ってください。

○ 加算算定期間中に事業所を新規で設立した場合などに、加算算定事業所を追加する場合は、別紙様式5により変更の届出を行ってください（Ⅲ. 変更の届出等について参照）。

II 令和2年度から加算の算定を停止する場合について

令和元年度に加算を取得しており、令和2年度は加算を取得しない場合についても、「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」および「総括表」（児童福祉法のサービスについては「障害児通所給付費・障害児入所給付費等算定に係る体制等に関する届出書」および「総括表」）の提出が必要となりますので、期日までに提出してください。

III 変更の届出等について

1 変更の届出

障害福祉サービス事業者等は、福祉・介護職員処遇改善計画書、計画書添付書類並びにキャリアパス要件等届出書に変更（次の各号のいずれかに該当する場合に限る。）があった場合には、別添様式5により変更の届出を行う必要があります。計画書の届出と同じく、加算を算定する月の2か月前の末日までにご提出ください。

- ① 会社法による吸収合併、新設合併等による福祉・介護職員処遇改善計画書の作成単位が変更となる場合
- ② 当該申請に係る障害福祉サービス事業所等に増減（新規指定、廃止等の事由による）があった場合
- ③ 就業規則を改正（福祉・介護職員の処遇に関する内容に限る。）した場合
- ④ キャリアパス要件等に関する適合状況に変更（該当する加算の区分に変更が生じる場合又は加算（Ⅲ）もしくは加算（Ⅳ）を算定している場合におけるキャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ及び職場環境等要件の要件間の変更に限る。）があった場合
- ⑤ 配置等要件に関する適合状況に変更があり、該当する特定処遇改善加算区分に変更が生じる場合（喀痰吸引を必要とする利用者の割合についての要件等を満たせないことにより、特定事業所加算を算定できない状況が常態化し、3か月以上継続した場合には、変更の届出を行ってください。）
- ⑥ 障害福祉サービス等処遇改善計画書（別紙様式2-1）の2（1）④ii、2-1の2（2）④ii、2（3）⑤ii、⑥ivの額に変更がある場合（上記①から⑤までのいずれかに該当する場合及び複数の障害福祉サービス事業所等を有する障害福祉サービス事業者等の特例に該当する場合を除く。）

2 特別事情届出書

事業の継続を図るために、福祉・介護職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く）を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、別紙様式4の特別な事情に係る届出書により届出が必要です。

※計画書添付書類の内容に変更があった場合には変更後の計画添付書類を添付してください。

IV 実績報告について

障害福祉サービス事業者等は、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、都道府県知事等に対して、別紙様式3-1の福祉・介護職員処遇改善実績報告書の提出が必要です。

例1. 令和3年3月まで算定する場合

⇒ 最終の加算の支払が令和3年5月であるため、令和3年7月までに提出する必要があります。

例2. 令和2年9月まで算定する場合

⇒ 最終の加算の支払が令和2年11月であるため、令和3年1月までに提出する必要があります。

なお、実績報告書の提出がない場合は、加算額の全額返還となることもありますので、遺漏のないようご注意ください。

(参考)

「平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A (平成24年8月31日付厚生労働省事務連絡)」

問20

期限までに実績報告が行われない場合は、実施期間中の当該加算は全額返還となるのか。

答

加算の算定要件で実績報告を行うこととしており、指定権者が実績報告の提出を求める等の指導を行っているにも関わらず、実績報告の提出を行わない場合は、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となる。

【担当】

〒500-8701 岐阜市今沢町18番地

岐阜市障がい福祉課 指導係

TEL : 058-214-2136 (直通)

FAX : 058-265-7613

Email : fj-shougai@city.gifu.gifu.jp